# 幕末南部藩の文化歴史探訪の旅

野辺地を戦場にして戦争があったのが明治元年の9月23日のことでした。 令和元年を迎えた今、幕末の歴史を紐解きます。



- 旅行代金:日帰り1名様 8,500円(税込) 【旅行代金に含まれるもの】 行程内の貸切バス代、参拝料、入坑料 昼食代が含まれます。
- 募集人員:25名(最少催行人員15名)
- 締 切 日:出発日の5日前まで
- お 食 事:昼食1回
- 添 乗 員:同行します。

※写真は全てイメージです。

現地の事情等でコース、時間が多少変更になる場合があります。

行程	食事
┃ ┃ 野辺地駅9:00===野辺地町•藩境塚(通称•四ツ森)===戊辰戦争跡(野辺地戦争)===常夜	朝:一
灯・北前船===大砲台場跡===野辺地八幡宮===七戸神明宮===昼食(杉屋敷奥山)=	昼:〇
==幻の穴堰見学(十和田市)===稲生川・桜橋===野辺地駅16:50着 解散 ===バス	タ:-

## 参考:青い森鉄道ご利用の場合は

【行き】青森駅7:52発→(各駅)→野辺地駅8:39着/八戸駅7:57発→(各駅)→野辺地駅8:41着 【帰り】野辺地駅17:10発→(各駅)→青森駅17:59着/野辺地駅16:57発→(各駅)→八戸駅17:42着

## ■ ツアーのポイント

弘前藩と南部藩を軸に確執を抱えたまま幕末から戊辰戦争、明治維新へと進んでいった時代の史跡を 訪ねます。南部藩士、新渡戸十次郎が外国の船に備え設置した大砲台場は、明治元年(1868年)の戊辰 戦争のとき、野辺地を艦砲射撃した新政府軍の船に対し、藩ではこの台場から反撃しました。

幻の穴堰は、江戸末期に「ばんづる、てんばづる」などで掘った掘削跡が約950kmそのまま残っており、 当時の測量技術、土木工事の水準の高さがうかがえる貴重な歴史文化遺産です。

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡し致しますので事前に確認の上、お申込みください

【旅行企画·実施】

## 株式会社また旅くらぶ

〒038-0012 青森県青森市柳川1-4-1 青森港旅客船ターミナル1F

TEL 017-752-6705 FAX 017-752-6704

青森県知事登録旅行業第2-160号 (一社)全国旅行業協会正会員 国内旅行業務取扱管理者:高木まゆみ 営業時間10:00~16:00(土日祝休業)

## 【企画協力】

NPO法人十和田歴史文化研究会 野辺地町教育委員会 青い森鉄道株式会社

> あおもり県民カレッジの 単位認定講座です。(6単位)

## 幕末南部藩の文化歴史探訪の旅



## 大砲台場跡

1856年南部藩が北からの外国の脅威の為、



新渡戸 傳(つとう) 1793年(寛政5年)~

1871年 (明治4年) 盛岡藩士。三本木原の 開拓事業に着手。



## 幻の穴堰

新渡戸稲造の祖父・傳 が4年の歳月をかけ完成 させた稲生川。 その長 男である新渡戸十次郎 が2本目の稲生川の掘削 を計画し、未完に終 わった江戸時代末期の 掘削跡がそのまま残る。



新渡戸十次郎が設置した。野辺地戦争で初 めて使用。敵艦陽春丸を迎え撃った。150 発の艦砲射撃に応戦し撃退。野辺地を海か らの上陸から守った。

#### ご旅行条件(要旨) 【募集型企画旅行】

(この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。)

拓にくわわる。

新渡戸 十次郎

1820 (文政3年) ~1868 (慶

応3年)盛岡藩士。安政2年か

#### 1. 募集型企画旅行契約

株式会社また旅くらぶ(以下「当社」という)が企画・募集・販売する旅行であり、この旅行 に参加されるお客様は当社と募集企画旅行契約を締結する事になります。また、契約の内 容条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件の他、下記条件、 最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行の部)」によります。

#### 2. 旅行の申し込みと契約の成立

- (1) お申込金とお申込書を添えてお申込みいただきます。当社所定の申込書(以下「申込 書」といいます。)に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当 社に提出していただきます。
- (2) 当社は電話、その他の通信手段によるお申込みを受け付けます。この場合、予約の 時点では契約成立しておらず、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3 日以内にお申込金と申込書を提出して頂きます。旅行契約は当社が契約を承諾し、申込金 を受領した時に成立するものとします。
- (3) 申込金(お一人様につき):旅行代金が3万円未満の場合は代金の金額、旅行代金が 3万円以上の場合は代金の20%以上(又は全額)。

### 3. 旅行が中止になる場合

ご参加のお客様が当パンフレットに明示した最少催行人数に満たない場合、旅行の催行 を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日からさかのぼって3日前にあたる 日より前に連絡させて頂き、お預かりしている旅行代金の全額をお返しします。

#### 4. 旅行代金に含まれるもの(及び含まれないもの)

- (1) 当パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費、消費税等諸税が含まれ
- 上記(1)以外の費用は旅行代金に含みません。(傷病・疾病に関する治療費及びそれ に伴う諸費用も含みません)

## 5. お客様からの旅行契約の解除・払戻し(取消料)

- (1) お客様はいつでも右表に定める取消料(お一人様につき)をお支払頂いて旅行契約を 解除できます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料 を差し引き払戻し致します。
- (2) なお取消日とは、お客様が当社営業日・営業時間内に旅行を解除する旨をお申し出 頂いた日とします。 ※取消しは、当社営業時間内にお電話でお願い致します。 間内(緊急携帯電話等)での取扱いは致しません。(営業日時内にお申し出下さい)
- (3) お客様の都合で出発日・コース・利用便・宿泊施設等を変更される場合も右表の取消 料が適用されます。

#### 6. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた 者の故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、お客様が被られた被害を賠償致しま
- (2) お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合は、当社は(1)の責任を
  - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。 ②運送・運輸機関の事故、火災により発生する損害。
  - ③運送・宿泊機関のサービス提供の中止(運休等も)又はこれらによって生じる旅行日程 の変更若しくは旅行の中止。 ④自由行動中の事故(ホームページに記載された行程中 に、自由行動・各自のスケジュール等で表示したもの)。 ⑤食中毒。 ⑥盗難・置き忘れ (忘れ物)。 ⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等。又これらによっ て生じる旅行日程の変更、目的地滞在の短縮。

## 7. 個人情報の取り扱いについて

- 当社らは、旅行申し込みの際にお客様から提供頂いた個人情報について、お客様と の連絡や輸送・宿泊機関の手配及びそれらのサービスの受領のために必要な範囲内で 利用させて頂きます
- (2) 当社では、①取り扱う商品・サービス等のご案内(ダイレクトメール)、②ご意見・ご感 想の提供・アンケートのお願い、③統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させて頂 く場合があります。

## 8. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2019年8月1日を基準としております。又、旅行代金は2019年8月1日 現在の有効な運賃・規則を基準としています。

	取消日区分 ※下記%	取消料(お一人様)	
	旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	11日目にあたる以前の解除	無料
		10日目にあたる日以降の解除	ご旅行代金の20%
	起昇してでない。	7日目にあたる日以降の解除	ご旅行代金の30%
	旅行開始日の	前日の解除	ご旅行代金の40%
		当日の解除	ご旅行代金の50%
	旅行開始後の取消または 無連絡不参加		ご旅行代金の100%

#### 幕末南部藩の文化歴史探訪の旅 申込書 FAX:017-752-6704

	ふりがな 名 前	生年月日	性別	ご住所 〒
	<b>様</b>		男・女	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
参	ふりがな 名 前	生年月日	性別	ご住所 〒
加	<b>人</b> 人		男・女	┃ ◎連絡先
申	- Sylがな 名 前	生年月日	性別	ご住所 〒
込			男・女	
書	<b>様</b>		<i>5</i> 5	雹連絡先
	ふりがな 名 前	生年月日	性別	ご住所 〒
	<b>様</b>		男・女	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□